



オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2016年9月15日 第7号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

平成28年度 北陸原告団総会・医療講演会 in 富山を終えて

平成28年7月3日、北陸原告団総会・医療講演会を富山市のサンフォルテで開催いたしました。

総会の前には、富山駅前で原告と弁護士が一緒に、「B型肝炎ウイルス検査を受けましょう！」と啓発活動を行いました。総会には原告26名（委任状127名）の参加があり、富山県立中央病院の酒井医師による医療講演会も同時に開催いたしました。

医療講演後の質疑応答では、原告が病気への不安を率直に、また、積極的に質問されていました。主治医にはなかなか聞けない事が質問できて良かったのではないでしょうか。総会では、昨年の活動報告を始め、今年度の活動方針、役員世話人人事等の7つの議案について承認を得ることができ、私も代表3年目となりました。

本年度の活動方針としては、昨年度に引き続き医療費助成、特効薬の創薬の早期実現を求めることがや北陸原告団交流会や医療講演会を積極的に開催していくことなどが決まりました。医療費助成等の早期実現については、全国の原告団・弁護団の皆様と共に、一丸となって活動を行っていきます。

原告団交流会はぜひとも必要です。同じ患者、遺族同士で、それぞれの悩み（些細な悩みでも。。。）を聞き合うことで、「一人ではない。共感してもらえる仲間がいるんだ。」と感じていただける場を作りたいと思っています。また、悩みを解決するために、必要であれば、行政・医療機関等に申し入れも行います。自分が感じる困り事は、実は、みんなの共通課題である可能性がありますので、ぜひ、総会や原告団交流会を通じて教えて頂きたいです。

総会後の懇親会は、原告と弁護士が交流できる場となり、笑いあり涙ありの充実した時間を過ごすことができました。来年度の北陸原告団総会は石川県で予定をしておりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

【北陸原告団代表 川上ゆきえ】

全国B型肝炎訴訟基本合意5周年集会 in 東京 開催案内

初提訴から23年。2011年6月28日、当原告団・弁護団は、国と基本合意を締結しました。基本合意を締結したことにより、多くの被害者の方の迅速な救済につながりましたし、真相究明・再発防止、恒久対策の各分野で多くのことを獲得することができました。

今年は基本合意締結5周年の節目の年。5周年を記念して「全国B型肝炎訴訟基本合意5周年集会」を東京にて盛大に開催することとなりました。詳細は、以下や添付の案内文等をご覧下さい。基本合意締結後の運動の成果を再確認し、今後の運動につなぐための大変重要な集会となります。全国各地から700名を超える原告、弁護士等が参加する予定です。北陸から多くの仲間が参加します。ぜひご参加いただきますようお願いいたします。



2011年6月28日、国と
当弁護団・原告団との間で
基本合意が締結されました。

この基本合意に基づき、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が成立しました。この法律により、幼少期に受けた集団予防接種等の際に、注射器が遮蔽使用されたことによってB型肝炎ウイルスに持続感染した各被害者が病態に応じた金額の給付金の支給を受けることができるようになりました。

【弁護士西山貞義】

【日時】平成28年10月29日（土）開始/13時30分～16時30分（開場は12時30分より）
【場所】日本消防会館（ニッショーホール） 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

【トピック】医療費助成の更新申請時、診断書の提出を省略可能に！

これまで、医療費助成(核酸アナログ製剤治療等)の更新申請の際には、医師の診断書の提出が必要でした。費用も手間もかかりますので、我々は、簡素化を求めていましたが、今年の4月から、一定の資料を提出すれば、診断書の提出を省略できるようになりました！(これまでの診断書を提出することもできます。)

診断書の代わりに提出する資料は、A：直近の検査内容が分かる資料(例：検査結果報告書・画像診断レポートの写し等)、B：受けている治療内容が分かる資料(お薬手帳や薬剤情報提供書の写し等)です。提出資料に必要な記載事項は、各県によって多少の違いがあります。更新手続きの際に各県から詳細な案内がありますので、ここでは石川県の例をご紹介します。福井県や富山県で必要となる資料の詳細については、福井県健康増進課(0776-20-0352)、富山県健康課(076-444-3224)にお問い合わせ下さい。

「石川県」での、診断書に代わる提出資料

A 直近の検査内容が分かる資料 (①, ②のいずれも必要)

- ①ALT・ASTの値及びHBV-DNA定量が記載された検査結果報告書等の写し(HBV-DNA検査未実施なら、HBs抗原やHBeAgの値で可)
- ②CT、MRI、エコー、肝生検のいずれかの検査内容及び検査結果に対する所見が記載された画像診断レポート等の写し

*前回更新以降で過去1年以内の日付(検査日記載)で発行されたもの

B 受けている治療内容が分かる資料

資料例：お薬手帳(処方薬剤記載箇所)の写し、薬剤情報提供書の写し等

※お問い合わせは、石川県健康増進課(076-225-1438)へ

Q&A 医療費助成対象となるのはどんな医療かな？

B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている治療が対象だよ！

助成期間内であれば、血液検査はもちろん、CTやMRI等の画像検査も、助成対象治療にかかる検査は助成対象だよ！

C型ウイルス性肝炎(C型代償性肝硬変を含む)についても、インターフェロンフリー治療等で保険適用となっている治療は助成対象だよ！

詳しくは、各県の健康推進課等へ確認するのが一番良いよ！



7月15日 厚生労働大臣協議に参加して

厚労大臣協議は、今年で5年目を迎えます。1年目は小宮山大臣、2、3年目は田村大臣、4年目は塩崎大臣、そして今年も塩崎大臣との協議でした。時間は16時30分から1時間の予定でしたが、30分もオーバーする白熱した協議でした。

内容は①恒久対策について、②真相究明について、③啓発人権についてです。今回は協議時間をいちばん費やした恒久対策について一部ご紹介致します。

まず、原告からの①定期検査費用助成制度の拡充と負担の軽減についての発問に対しての大回答は、重症予防という観点からも診断書なし、対象範囲の拡充をできるだけ早く実施できるように検討するという回答を頂きました。

②肝硬変、肝がん患者への医療費助成についての発問に対しての大回答は、2年前に田村大臣が「5年～10年もこの問題にかかっていたら、遅すぎる」という発言があったにもかかわらず、取り敢えず、実際にかかっている医療費を今年度中に調査し、その結果を踏まえて考えるという結論を先送りした回答でした。

しかし、できるだけ早く実施したいという意向を示してくれ、「調査結果を踏まえて、ロードマップを作成し、予算を確保し、何らかの形で実施したい。そのためにも他の議員の協力が必要なので、みんなの力が必要である」という発言もありました。私としては税金を使うことなので、いろいろな調整が必要なことは確かであるが、根本的に原因を作ったのは誰なのか。そして、実際そのことで苦しんでいる人がいる現実を踏まえてほしいと思います。

いずれにしても今年度の実施はないと思われますが、調査結果次第では何か新しいものが来年以降には見えてくるのではないでしょうか。

最後にこのような会議では官僚が大臣の代わりに回答することが多々ありますが、今回はすべて大臣自身が回答致しました。塩崎大臣の誠意が感じられました。

答弁に立つ塩崎大臣と厚労省側官僚



【世話人 Y. H(石川)】

和解原告のコメント（福井県）



和解にあたってひとこと申し上げます。

ひとつ目は、現在の社会では、B型肝炎のキャリアであることを公言することには大きな抵抗があるということです。とりわけ私が怖かったのは、パートナーに対しての告白です。B型肝炎について一般の方が持っている印象は、国の責任で感染が広まったというイメージではなく、血液や性交渉でうつるウイルスということではないでしょうか。築き上げてきたパートナーとの関係が、キャリアという告白によって消えてしまうのではないか怖かったです。しかし、感染する可能性がある以上、黙っていることはできません。B型肝炎に対する偏見・差別が社会からなくなるよう、必要な施策をとってほしいというのが私の願いです。

ふたつ目は、金銭的・時間的な負担の重さです。治療や毎年の定期検査の費用、それに費やしている時間を思い返すと、無症候性キャリアとしての和解金額はとてもそれに見合う金額ではありません。せめて、医療費等の実費については支払って頂けないのかと思います。無症候性キャリアと一言でいっても症状は様々です。

国に対しては、より被害者の実態に応じた救済が図られるよう、引き続き検討をお願いしたいと思います。

国に対しては、今後ともB型肝炎ウイルス患者が不安ない生活を送れるよう、種々の方策を尽くしていただくようお願い申しあげます。



第5回世界・日本肝炎デーフォーラムに参加して

7月23日(土)、東京全電通ホールで開催されたフォーラム。菅元首相、田村元厚労大臣など各政党代表の国会議員や肝炎総合対策推進国民運動のスペシャルサポーターである瀬川瑛子さんからご挨拶をいただきました。引き続いだて、長崎医療センターの八橋先生と佐賀大学の江口先生から講演がありました。

八橋先生からは現在処方されているHBV治療薬「テノゼット300mg」と比べ、腎臓や骨への影響が少ない新薬「TAF25mg」が今年末か来年には発売される見込みとのお話しがありました。また、江口先生からはB型肝炎や肝がんについて地域ぐるみの活動内容とその状況についてのお話しがあり、大変参考になりました。【原告番号8番】



恒久対策班会議・大懇親会に参加して



平成28年7月24日に恒久対策班会議が東京で行われました。約3時間に渡り恒久対策の活動についての報告や医療講演会が行われ、全国各地の原告さんが集まって来られました。「5年ぶりに参加した！また活動に参加したくなった」、「初めての参加だが、全国ではこんなに熱心に活動している事を知った。また参加したい。」と衆参両議院の請願採択への道のりの解説に聞き入っておられました。前日の大懇親会では、北は北海道から南は沖縄まで、各地から原告団・弁護団の方々が100名以上も集まって大懇親会が開催されました。



楽しい大懇親会での一コマ

「本格的(?)音楽あり、○○○あり△△△あり…と楽しい「おもてなし」を企画しております。お時間をご調整いただき、是非ともご参加ください。」との、お触れもあってか会場は超満員。異様な熱気に包まれているところで東京原告団・岡田代表の乾杯で宴の始まり始まり！ミュージカルあり・弾き語りあり・イントロクイズあり、あっという間の二時間でした。初対面の方でも同じ体験を共有しているだけに、すぐに打ち解けてまるで旧知の仲のようです。B肝のパワーの源は、実はこの宴にあるのではないかと思うくらいにパワフルで楽しい時間でした。北陸のみなさまも、ぜひ、一度体験してみて下さい。東京原告団・弁護団のみなさま、お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。さあ、そのうち北陸の順番です。今から出し物の練習ですよ。【原告団副代表 袋井隆光】

今後の主なスケジュール



【裁判期日】

金沢地裁

日 時：次回 11月7日(月)午後1時半～
次々回 2月13日(月)午後1時半～
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます。
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

富山地裁

日 時：次回 9月21日(水)午前11時～
次々回 11月16日(水)午後1時半～
場 所：富山地方裁判所 1号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます。

【その他活動予定】

10月16日(日)午後1時～ 原告交流会@福井市手寄1-4-1 アオッサ 501号室
10月29日(土)午後1時半～ 基本合意5周年集会@東京「ニッショーホール」

世話人さん大募集



現在、北陸三県に数名の世話人さんがいらっしゃいます。しかし、実際に活動をして頂けている方は仕事をされたり、病状が重い方です。多くの世話人さんで分担をして、活動を行いたいと思っておりますが、人数が足りません。是非多くの方に活動にご協力を頂きたいと願っております。

現在の役員・世話人さんは、出来る範囲で負担を分かち合いながら、全国各地の活動や会議に出席して頂いています。活動等をしていく中で、弁護士さんとも、より親交が深まり、ますます原告団・弁護団の団結力が高まっていっていると実感しています。

役員・世話人会議は約2か月に1回。和気あいあいとやっていますので、ぜひ一度、会議の様子をのぞきに来て下さい。大歓迎です。皆様のお力を借りて、北陸の活動を活発にしたいです！【北陸原告団代表川上ゆきえ】

*興味のある方はメーリングリストまたは担当弁護士までご連絡をお願い致します。なお、活動については、交通費は全額支給、些少ですが活動慰労金も支給させていただいている。

■B型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2016(平成28)年9月1日現在)

【全国】提訴者数 21,454人 (被害者数 19,670人)

和解者数 15,510人 (被害者数 14,057人)

【北陸】提訴者数 541名 (被害者数 484名)

和解者数 375名 (被害者数 327名)

大学等で「患者講義」を行っています！【前編】



教育啓発チームでは、肝炎に関する教育啓発の取組みの一つとして、患者講義を実施しています。これまで北陸では、金沢大学法科大学院、富山県立高岡南高校で患者講義を実施しており、本年11月には金沢大学医学部での講義が予定されています。

患者講義では、弁護士がB型肝炎の基本的な説明をしたあと、患者さんの「語り」が行われます。この患者さんの「語り」部分は、患者講義の核ですので、患者さんの体験や思いについて、何度も担当弁護士と患者さんとで打合せを行い、原稿を仕上げていきます。現在は、金沢大学医学部での講義に向けて、原稿作成の真っ最中で、今後、内部リハーサルや大学との打合せを経て、当日を迎えます。次号では、その患者講義の実際の状況をお伝えする予定です！



担当弁護士坂林加奈子

患者講義は、「肝炎患者が安心して暮らせる社会になるように」「二度と同じ苦しみを味わう人を出さないように」という目的のもと、患者さんの思いを聞き手（その多くはこれからの未来を担う若者）に伝えるもので、大変やりがいがあります。担当弁護士が全力でサポートしますので、患者講義にご興味がある方は、ぜひご連絡ください。